

仕 様 書

1 業務名称

モバイルパソコン用SIMカード及びデータ通信サービス提供業務 一式

2 業務期間

令和8年5月1日から令和9年2月28日まで

3 納入場所

山形県山形市松波2丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書に記載された事項は、原則として全て実現すべきものであるが、代替案を示し発注者が了承した場合は、仕様書の内容を満たしたものとする。

5 通信機器・通信サービス仕様

(1) 通信機器

- ① 内容及び数量 SIMカード 390枚
- ② 規格 以下のパソコン機種に適合するものであること（アに適合するSIMカードを30枚、イに適合するSIMカードを50枚、ウに適合するSIMカードを310枚とすること）。
 - ア DELL Latitude 3301
 - イ HP EliteBook 830 G6
 - ウ HP ProBook 430 G7

(2) 通信サービス

通信機器1枚にあたり、以下の要件を満たすこと。

- ① 通信速度の制限を受けない通信量
1か月あたり、通信量50GB以上とすること。
- ② 通信方式 LTE
 - ※ 通信機器1台あたりの通信量が①を超過した場合は、受注者は、当該月に限り、当該機器の通信速度を最大128kbps（ベストエフォート可）まで制限することができるものとする。
- ③ その他の要件
当該サービスの提供元の回線事業者が自前でネットワークの保全体制を構築していること。

6 付帯作業

受注者は、以下の付帯作業を実施すること。

(1) 通信機器の調達及び納入

受注者は、必要な通信機器を調達し令和8年4月23日（木）までに納入場所へ納入すること。なお、パソコンへのSIMカードの取付け（カードスロットへの差込み）は発注者側において行うため、取付けに係る作業は本契約には含まれないが、令和8年4月24日（金）から通信確認ができる状態とすること。

ただし、発注者が既に取り付けている通信機器を継続して利用することができる場合は、当該通信機器の継続利用により調達及び納入に代えるものとする。この場合、継続利用に係る費用は受注者の負担とする。

(2) 契約期間満了後の通信機器の取扱い

受注者は、契約期間満了後に、発注者の指示に基づき通信機器の引取りを行うこと。

7 保守要件

通信サービスに障害が生じた場合、障害の解決に必要な保守を行うこと。なお、保守に関連する費用は、発注者の故意又は重大な過失により生じたものを除き、受注者の負担とする。